

脳・心臓疾患の労災認定

「過労死」と労災保険



 厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署

● はじめに ●

心筋梗塞などの「心疾患」、脳梗塞などの「脳血管疾患」については、その発症の基礎となる血管病変等が、主に加齢、食生活、生活環境などの日常生活による諸要因や遺伝等による要因により徐々に増悪して発症するものですが、仕事が主な原因で発症する場合があります。これらは「過労死」とも呼ばれます。

厚生労働省では、労働者に発症した脳・心臓疾患を労災として認定する際の基準として「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」(以下「脳・心臓疾患の認定基準」といいます。)を定めています。

このパンフレットは、脳・心臓疾患の認定基準の概要と、「過労死」がどのように労災認定されるかについて、わかりやすくまとめたものです。

目次

	ページ
1 脳・心臓疾患の認定基準とは？	1
2 「業務による明らかな過重負荷」とは？	3
認定要件1「異常な出来事」	4
認定要件2「短期間の過重業務」	5
認定要件3「長期間の過重業務」	6
3 脳・心臓疾患の業務起因性の判断のフローチャート	7
4 表1 要因ごとの負荷の程度を評価する視点	8
5 表2 精神的緊張を伴う業務	9